○外務省告示第二百五十八号

平成二十二年四月二十六日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十二年五月二十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九十九億千二百万円（九、九一二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、台風オンドイ・ペペン後緊急インフラ復旧計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、フィリピンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して既に行ったか又は行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者又は請負業者として活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(c)　計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者又は請負業者として活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(d)　計画の実施のために供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(2)　前記の租税負担に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の精算又は支払に責任を持つ。

8　フィリピン共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(3)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用を随時検討し、必要に応じ、借款の効果的な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年四月二十六日にマニラで

フィリピン共和国駐在

日本国特命全権大使　桂誠

フィリピン共和国

外務長官　アルベルト・ロムロ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年四月二十六日にマニラで

フィリピン共和国

外務長官　アルベルト・ロムロ

日本国特命全権大使　桂誠閣下

○外務省告示第二百五十九号

平成二十二年五月七日にリロングウェで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十七億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　松本洋在マラウイ臨時代理大使

マラウイ側　ケン・カンドド財務大臣

平成二十二年五月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第七百九十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定に基づき、次の区域の地すべり防止工事を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　工事の区域

新潟県下屋敷地すべり防止区域（平成二十二年三月十五日農林水産省告示第四百三十五号による指定）

新潟県中つるね地すべり防止区域（平成二十二年四月十五日農林水産省告示第六百十六号による指定）

二　工事開始の日

平成二十二年五月二十四日